

2025 年日本国際博覧会入場チケット販売事業者募集要領

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、2025 年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の入場チケット販売促進のため、入場チケットを買取・委託販売する事業者を募集する。

1 募集内容

大阪・関西万博の入場チケットに関して、当協会と次の各号に掲げるいずれかの契約または複数の契約を締結し、入場チケットを買取・委託販売する企業、団体、組織を募集する。

- (1) 2025 年日本国際博覧会入場チケット委託販売業務契約
- (2) 2025 年日本国際博覧会入場チケット買取販売業務契約
- (3) 2025 年日本国際博覧会入場チケットデポジット販売業務契約

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 各種チケット販売（BtoB、BtoC）を生業にしている企業・団体・組織
- (2) 第 1 項各号に掲げる契約を締結したとき、販売事業者名、問い合わせ先を協会が管理する Web サイトで掲載することを承諾していること。
- (3) 次の①から③までのいずれにも該当しない企業・団体であること。
 - ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない企業・団体
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない企業・団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる企業・団体
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 日本国内市場の上場企業または資本金 1 億円以上の企業または協会が認めた団体（大幅な入場券販売促進が見込める販売チャネルを有し、財務状況に問題の無い企業・団体および DMO 等自治体との関連団体）※ただし、委託販売契約を締結する事業者に限る。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 2023 年 10 月 25 日（水） | 募集要領の公表、契約申請書の受付開始 |
| 2025 年 8 月 13 日（水）17 時 | 委託販売業務契約の申請締め切り |
| 2025 年 9 月 13 日（土）17 時 | 買取販売業務契約・デポジット販売業務契約の申請締め切り |

4 取引開始までのフロー

- (1) 協会へ秘密保持誓約書（様式 1）を提出
- (2) 協会から仕様書、契約書、販売事業者向け手引きを受領（協会と契約締結を希望する場合は次へ進む。）
- (3) 販売契約申請書（様式 2）と契約種別に応じた申請書類を提出

- (4) 協会で申請書類の確認及び審査
- (5) 契約締結及び取引時に使用する各種様式の送付
- (6) 協会が構築する委託販売 Web サイト、団体予約販売 Web サイトのアカウント (ID 及びパスワード) を付与 (委託販売 Web サイト、団体予約販売 Web サイトを利用する事業者に限る。)
- (7) 取引開始

5 申請手続き

(1) 募集要領の配布

① 配布期間

2023 年 10 月 25 日 (水) から 2025 年 9 月 13 日 (土) 17 時

② 配布場所・配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。郵送による配布は行わない。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

③ 配布物

(ア) 募集要領

(イ) 秘密保持誓約書 (様式 1)

(ウ) 販売契約申請書 (様式 2)

(エ) 持続可能性の確保に向けた誓約書 (様式 3)

(オ) 持続可能性の確保に向けた取組状況チェックシート (様式 4)

(カ) 大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書 (様式 5)

(キ) 使用印鑑届 (様式 6)

※以下の (ク) ～ (コ) は、(イ) 秘密保持誓約書 (様式 1) を協会へ提出した者に限り開示する。

(ク) 仕様書

(ケ) 契約書

(コ) 販売事業者向け手引き

(2) 仕様書等の開示

本業務に参加を希望する者は、協会へ秘密保持誓約書 (様式 1) を提出すること。提出された秘密保持誓約書を確認後、仕様書、契約書、販売事業者向け手引きを開示する。

① 受付期間

(委託販売業務契約)

2023 年 10 月 25 日 (水) から 2025 年 8 月 13 日 (水) 17 時

(買取販売業務契約・デポジット販売業務契約)

2023 年 10 月 25 日 (水) から 2025 年 9 月 13 日 (土) 17 時

② 提出書類

秘密保持誓約書 (様式 1)

③ 提出方法

電子メール (宛先: sales-ticket@expo2025.or.jp) で受け付ける。

※ 1 電子メールの件名に「【秘密保持誓約書】2025 年日本国際博覧会入場チケット販売業務」と明

記し、秘密保持誓約書（様式 1）を PDF データを添付し、送付すること。

- ※ 2 秘密保持誓約書の押印は原則代表者印とするが、部門長など会社の使用人が、会社法に基づく会社からの委任等により締結権限を与えられている場合は、部門長の氏名、部門印の捺印による提出も可能とする。

(3) 申請書類等の提出

① 受付期間

(委託販売業務契約)

2023 年 10 月 25 日（水）から 2025 年 8 月 13 日（水）17 時

(買取販売業務契約・デポジット販売業務契約)

2023 年 10 月 25 日（水）から 2025 年 9 月 13 日（土）17 時

② 提出書類

申請書類	委託販売 業務契約	買取販売 業務契約	デポジット 販売業務契約
販売契約申込書(様式 2)	○	○	○
持続可能性の確保に向けた誓約書(様式 3)	○	○	○
持続可能性の確保に向けた取組状況チェックシート (様式 4)	○	○	○
大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書(様式 5)	○	○	○
使用印鑑届（様式 6）	○	○	○
印鑑証明書	○	○	○
法人登記簿謄本(発行日から 3 カ月以内のもの) ※法人登記簿謄本を有しない場合は、①外国会社本体の代表権を有する者、②その会社の登記事項について証明をする権限を有する者、または③日本における代表者が本国の官憲または在日領事の面前で、日本での外国会社の登記に必要な事項を供述した宣誓供述書を提出すること。	○	○	○
財務諸表の写し(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書) ※最近 3 か年のもの	○	—	—
納税証明書(未納がないことの証明で、下記(ア)および(イ)の発行日から 3 カ月以内のもの) (ア)本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書 (イ)税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	○	—	—
※旅行業務登録通知書の写し(旅行事業者のみ)	※	※	※

③ 提出方法

申請書類は、電子メール送付後、原本を郵送により提出すること。持参による提出は不可とする。また、委託販売業務契約においては 2025 年 8 月 13 日、買取販売業務契約及びデポジット販売業務契約におい

ては 2025 年 9 月 13 日までの消印があるものを有効とする。

【電子メール】

(宛先) sales-ticket@expo2025.or.jp

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局 入場券部 宛

※電子メールの件名は「【販売契約申請】●●●」(※●●●には事業者名を入力)と明記し、前号に掲げる提出書類を PDF データで添付し、送付すること。

【郵送】

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会 広報・プロモーション局入場券部 宛

※特定記録等の配送状況が追跡できるもので提出すること。

④ 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とする。

6 契約手続きについて

- (1) 契約審査完了後、販売事業者へ審査結果を通知します。審査適合者は、契約手続きについてご案内します。
- (2) 協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約を希望する事業者に対し、協会から案内する。
- (3) 契約に際して、提出書類に不備がある場合は、協会は契約を締結しない。
- (4) 事業者が、契約締結の日までの間において、本件参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (5) 事業者が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

7 持続可能性の確保

- (1) 販売事業者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 販売事業者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf
- (3) 販売事業者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 販売事業者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、

採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

- (5) 協会が販売事業者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、販売事業者は改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

8 その他

- (1) 本件に係る契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 申請書提出にあたっては、本募集要領、仕様書、販売事業者向け手引き等を熟読し、遵守すること。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。
- (4) 本募集要領で記載のない事項については、仕様書、販売事業者向け手引き、契約書等に準ずるものとする。